【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成23年10月13日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男

連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【届出の対象とした募集内 ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学

国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 継続申込期間(平成23年10月14日から平成24年10月12日ま 国投資信託受益証券の金

で)

額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

- (注1)営業日の午後3時までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。
- (注2)基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。
 - ・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)
 - ・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとしま す。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(6) 【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式(以下「取得時のバスケット」といいます。)を所定の方法(1)によって提示するものとします。

受益権の取得申込者は、販売会社(2)に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なう ことはできません。

(1) 所定の方法

- 1. 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。取得時のバスケットは、取得申込可能日の毎日、午前8時45分を目途としてインターネット・サイト「http://etf.daiwa-am.co.jp/」に掲示します。
- 2.「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数は、取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるものとします。
- 3. 取得時のバスケットの評価額が、委託会社が定める口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合には、取得申込者はその差額に相当する金銭を支払うものとします。
- 4. 取得時のバスケットに取得申込者の自社株式等(自社が発行した株式またはその親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式をいいます。以下同じ。)が含まれている場合には、当該株式に代えて、当該株式の評価額に、これを信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を加算した金額の金銭を引渡すことによって、取得の申込みに応じることができるものとします。

取得申込者は、販売会社を通じて、委託会社に取得時のバスケットに自社株式等が含まれている旨を通知するものとします。この通知が取得申込時に行なわれなかった場合において、そのことによって取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

(2) 販売会社

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(7) 【申込期間】

平成23年10月14日から平成24年10月12日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

ただし、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.「TOPIX-17 素材・化学」構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日 以内
- 2.「TOPIX-17 素材・化学」構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算 して6営業日以内
- 3. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを 得ない事情が生じたものと認めたとき

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込みにかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込みにかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。(株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。)

(10) 【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の営業日の午後3時までに取得申込みをした場合(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)、その翌営業日を取得申込受付日として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌々営業日の取得申込受付日としての取扱いとなります。

委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た場合には、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託会社および受託会社は、前 の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置にしたがうものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金の支払い、交換の請求は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって行なわれます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、交換等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17素材・化学」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型 投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
商品分類	投資対象資産(収益 の源泉)	株式
	独立区分	ETF
	補足分類	インデックス型
	投資対象資産	株式 一般
属性区分	決算頻度	年2回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数(TOPIX-17 素材・化学)

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ETF」…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および 第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定 する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載がある もの

(注2)属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「その他の指数」...日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17素材・化学」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める 各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- ●上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- ●市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「TOPIX-17 素材・化学」について

- ◆「TOPIX-17シリーズ」は、株式会社東京証券取引所が算出・公表する東証業種別株価指数の分類(33業種)をもとに17業種に集約した業種別株価指数です。東京証券取引所第一部に上場する銘柄を17業種に分類し、その時価総額を指数化し、業種別の株価の変動をとらえようとするものです。このうち、「TOPIX-17素材・化学」の対象は、33業種分類の「繊維製品」「パルプ・紙」「化学」に該当する銘柄です。
- ◆2002年(平成14年)12月30日の時価総額を100として、東京証券取引所が 算出・公表しております(注1参照)。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します(注2参照)。
- (注1) 算出方法:毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 ×100
- (注2) 基準時の時価総額の修正方法:

修正後の基準時価総額 = 修正前日の基準時価総額 × (修正前日の時価総額 ± 修正額) ÷ 修正前日の時価総額

- ①TOPIX-17 素材・化学の指数値およびTOPIX-17 素材・化学の商標は、株式会社東京証券取引所(以下(株)東京証券取引所という。)の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利及びTOPIX-17 素材・化学の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。
- ②(株) 東京証券取引所は、TOPIX-17 素材・化学の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、 TOPIX-17 素材・化学の指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIX-17 素材・化学の商標 の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③(株) 東京証券取引所は、TOPIX-17 素材・化学の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④(株) 東京証券取引所は、TOPIX-17 素材・化学の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また(株) 東京証券取引所は、TOPIX-17 素材・化学の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」は、TOPIX-17 素材・化学の指数値に連動した 投資成果を目標として運用するが、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」の純資産価 額とTOPIX-17 素材・化学の間に乖離が発生することがある。
- ⑥「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」は、(株) 東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑦(株) 東京証券取引所は、「ダイワ上場投信・TOPIX-17素材・化学」の購入者又は公衆に対し、「ダイワ上場投信・TOPIX-17素材・化学」の説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。
- ⑧以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信・TOPIX-17素材・化学」の発行等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有して います。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、株式により行ないます。

- 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「TOPIX-17素材・ 化学」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各 銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなけれ ばならないものとします。
- 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の 取得申込を行なうことはできません。

- ●受益権を株式と交換することができます。
- 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- 解約申込により受益権を換金することはできません。
- ●収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称および 住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。 決算日は毎年1月20日および7月20日です。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 素材・化学」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの 同一の比率とすることができないこと
- (b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (8) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年7月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始 平成20年7月23日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(1)の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託 会社	住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社)	信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取扱 販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社およ
窓口	び受託会社との三者間契約(2)に基づき、受益権の
	募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式と
	の交換に関する事務等を行ないます。

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定 されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

- <委託会社の概況(平成23年8月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。

対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。

前 および前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。 以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) に定めるものに限ります。)
 - 八.約束手形
 - 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。

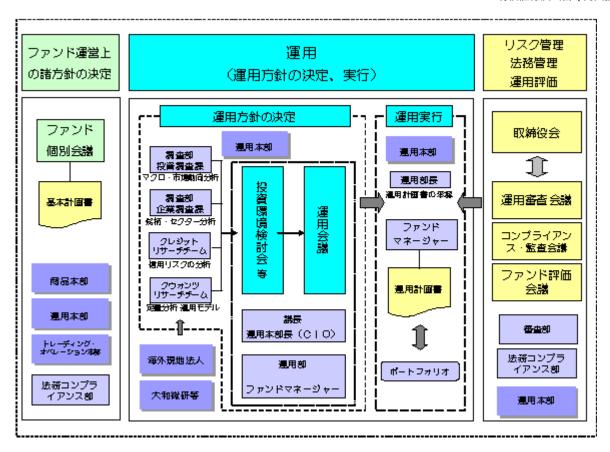
前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口、投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ.運用本部長(СІО)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.運用副本部長(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

八.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議 において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20~30名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社 より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成23年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(信託約款)

イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

口.前イ.にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等(信託約款)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

株式の貸付け(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- 口.前イ.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または 長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が 回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因 となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄の組入比率が高くなる場合があり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす 影響が大きくなることがあります。

その他

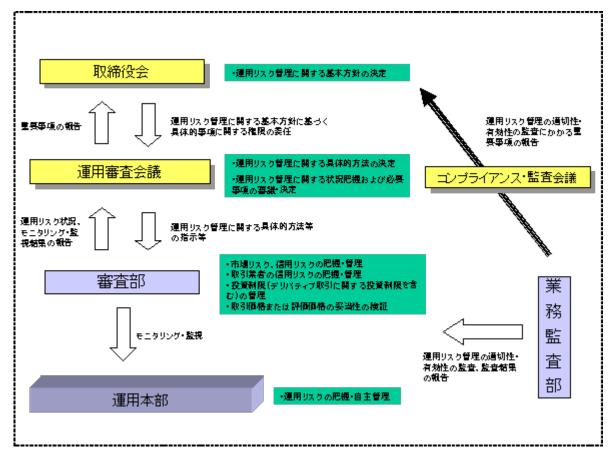
イ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- 口.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ハ.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- イ.信託財産の純資産総額に年率10,000分の18.9(税抜10,000分の18)以内を乗じて得た額 委託会社 年率10,000分の13.65(税抜10,000分の13)以内 受託会社 年率10,000分の5.25(税抜10,000分の5)以内
- 口.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の52.5(税抜100分の50)以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の52.5(税抜100分の50)以内の率を乗じて得た額なお、提出日現在における上記イ.および口.に定める率は、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。
 - イ.年率10,000分の18.9(税抜10,000分の18)
 - 口.100分の52.5(税抜100分の50)

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなって おります(今後、変更されることがあります。)。

イ.前 イ.の報酬

委託会社 年率10,000分の13.65 (税抜10,000分の13)

受託会社 年率10,000分の5.25(税抜10,000分の5)

口.前 口.の報酬

委託会社 報酬の50%

受託会社 報酬の50%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.02415%(税抜0.023%)以内を乗じて得た額となります。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

()売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前 に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ.受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%(所得税 15%および地方税5%)の税率で課税されます。

ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式 等の配当所得と通算できます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ・と同様の取扱いとなります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

イ.受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、平成25年12月31日までは7%(所得税7%)、平成26年1月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

法人税の計算において、税額控除制度が適用されます。

益金不算入の対象となります。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ・と同様の取扱いとなります。

- ()上記は、平成23年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(平成23年8月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	895,912,900	99.61
内 日本	895,912,900	99.61
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,516,192	0.39
純資産総額	899,429,092	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(平成23年8月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

•	1 . 工安如1的以内湖			(十四、11)				
	銘柄名 地域		種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	信越化学	日本	株式 化学	20,200	4,280 86,456,000	3,850 77,770,000	-	8.65%
2	花王	日本	株式 化学	32,200	2,153 69,326,600	2,025 65,205,000	-	7.25%
3	東レ	日本	株式 繊維製品	94,000	605 56,870,000	578 54,332,000	-	6.04%
4	富士フイルムHLDGS	日本	株式 化学	25,900	2,430 62,937,000	1,843 47,733,700	-	5.31%
	三菱ケミカルHLDGS	日本	株式 化学	70,500	606 42,723,000	534 37,647,000	-	4.19%
6	旭 化 成	日本	株式 化学	70,000	559 39,130,000	506 35,420,000	-	3.94%
7	日東電工	日本	株式 化学	10,000	3,835 38,350,000	2,963 29,630,000	-	3.29%
8	資生堂	日本	株式 化学	20,100	1,536 30,873,600	1,455 29,245,500	-	3.25%
9	住友化学	日本	株式 化学	83,000	399 33,117,000	319 26,477,000	-	2.94%
10		日本	株式 化学	6,700	3,580 23,986,000	3,620 24,254,000	-	2.70%
	王子製紙	日本	株式 パルプ・紙	53,000	401 21,253,000	408 21,624,000	-	2.40%
	クラレ	日本	株式 化学	17,900	1,217 21,784,300	1,093 19,564,700	-	2.18%
	積水化学	日本	株式 化学	25,000	708 17,700,000	656 16,400,000	-	1.82%
	三井化学	日本	株式 化学	55,000	289 15,895,000	263 14,465,000	-	1.61%
	J S R	日本	株式 化学	10,100	1,572 15,877,200	1,374 13,877,400	-	1.54%
16	帝 人	日本	株式 繊維製品	46,000	370 17,020,000	293 13,478,000	-	1.50%

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					. 日 川 山	:芬油出青(内)	
17	宇部興産日本	株式化学	51,000	274 13,974,000	240 12,240,000	-	1.36%
18	昭和電工 日本	株式化学	76,000	165 12,540,000	151 11,476,000	-	1.28%
	日本製紙 G 本社 日本	株式パルプ・紙	5,800	1,820 10,556,000	1,937 11,234,600	-	1.25%
	三菱瓦斯化学 日本	株式化学	19,000	588 11,172,000	536 10,184,000	-	1.13%
21	関西ペイント 日本	株式化学	14,000	716 10,024,000	704 9,856,000		1.10%
22	H4	株式化学	10,000	1,061 10,610,000	956 9,560,000		1.06%
	エア・ウォーター 日本	株式化学	10,000	959 9,590,000	928 9,280,000	-	1.03%
1	大陽日酸 日本	株式化学	16,000	618 9,888,000	567 9,072,000	-	1.01%
1	東ソー日本	株式化学	30,000	344 10,320,000	292 8,760,000	-	0.97%
1	日本ゼオン日本ゼオン日本	株式化学	11,000	780 8,580,000	766 8,426,000	-	0.94%
	電気化学 日本	株式化学	25,000	382 9,550,000	325 8,125,000	-	0.90%
1	DIC 日本	株式化学	46,000	183 8,418,000	167 7,682,000	-	0.85%
	ダイセル化学 日本	株式化学	16,000	561 8,976,000	461 7,376,000	- -	0.82%
30	日本化薬	株式化学	9,000	864 7,776,000	795 7,155,000	- -	0.80%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.61%
合計	99.61%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
繊維製品	13.18%
パルプ・紙	5.71%
化学	80.72%
合計	99.61%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
設定時 (平成20年7月22日)	2,483,104,125	-	13,359	-	-
第1計算期間末 (平成21年1月20日)	1,750,125,778	1,767,783,903	9,416	9,511	-
第2計算期間末 (平成21年7月20日)	1,995,587,052	2,013,802,802	10,736	10,834	-
第3計算期間末 (平成22年1月20日)	2,176,446,414	2,188,900,039	11,709	11,776	-
第4計算期間末 (平成22年7月20日)	1,977,518,175	1,995,919,800	10,639	10,738	10,570
平成22年8月末日	1,871,871,133	-	10,071	-	-
9月末日	1,985,727,966	-	10,683	-	-
10月末日	1,947,204,417	-	10,476	-	-
11月末日	2,033,981,811	-	10,943	-	-
12月末日	2,157,037,935	-	11,605	-	-
第5計算期間末 (平成23年1月20日)	2,243,126,569	2,258,740,069	12,068	12,152	-
平成23年1月末日	2,204,494,281	-	11,860	-	-
2月末日	1,058,813,189	-	12,220	-	-
3月末日	995,861,526	-	11,493	-	-
4月末日	987,719,092	-	11,399	-	-
5月末日	980,542,994	-	11,316	-	-
6月末日	993,708,525		11,468	-	-
第6計算期間末 (平成23年7月20日)	995,955,106	1,006,352,986	11,494	11,614	-
7月末日	974,622,313	-	11,248	-	11,260
8月末日	899,429,092	-	10,380	-	

⁽注)計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	95
第2計算期間	98
第3計算期間	67
第4計算期間	99
第5計算期間	84
第6計算期間	120

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	28.8
第2計算期間	15.1
第3計算期間	9.7
第4計算期間	8.3
第5計算期間	14.2
第6計算期間	3.8



(参考情報)

2011年8月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,380円
純資産総額	8.9億円

	の騰落率
期間	ファンド
1カ月間	-7.7
3カ月間	-7.3
6カ月間	-14.2
1年間	4.9
3年間	-20.6
5年間	
設定来	-18.2



※上記の「基準価額の騰落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(1口当たり、税引前)

		直近1年	間分配金	合計額:	204円	設定	来分配金	合計額:	563円		21
決算期	第1期 09年1月										
分配金	95円	98円	67円	99円	84円	120円				6	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

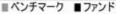
主要な資産の状況

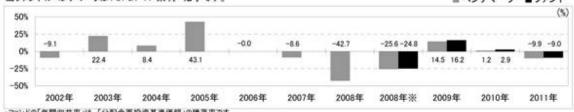
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	169	99.6%	化学	80.7%	信越化学	化学	8.6%
国内株式先物	-		繊維製品	13.2%	花王	化学	7.2%
不動産投資信託等	-	-	パルプ・紙	5.7%	東レ	繊維製品	6.0%
コール・ローン、その他		0.4%			富士フイルムHLDGS	化学	5.3%
合計	169	100.0%			三菱ケミカルHLDGS	化学	4.2%
株式 市場·上場別	構成	比率			旭化成	化学	3.9%
一部(東証・大証・名	証)	99.6%			日東電工	化学	3.3%
二部(東証·大証·名	証)	-			資 生 堂	化学	3.3%
新興市場他		75			住友化学	化学	2.9%
その他		-			ユニ・チヤーム	化学	2.7%
合計 99.6%		合計	99.6%	숨計		47.6%	

年間収益率の推移







・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です

・ 当該ペンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	0
第2計算期間	0	0
第3計算期間	0	0
第4計算期間	0	0
第5計算期間	0	0
第6計算期間	0	99,226

⁽注) 当初設定数量は185,875口です。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の 受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社 (会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式(以下「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式(前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日

以内

- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、 当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを 得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式(前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2 【換金(解約)手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する 持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに交換請求を した場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。 交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

- 1.対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日 以内
- 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、 当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)

4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを 得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1.交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

前の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前の規定に準じて計算されたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法 人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額をいいます。

(注)主要な投資対象資産の評価方法の概要

・対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式: 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月21日から7月20日まで、および7月21日から翌年1月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平

成20年7月22日から平成21年1月20日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、受益権の口数が 2 万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あら かじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4.前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5.前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 6.前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約する場合、信託財産の状態に 照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって前3.から前5.までの手続きを行なうこと が困難な場合には適用しません。また、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合におい て、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときも同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- 2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい 重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更 等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を 請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3.または前 の2.に規定する書面に付記します。

公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.daiwa-am.co.jp/
- 2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金にかかる請求権

<支払方法>

- 1. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
- 3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前2.に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。
- 4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録 の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ、受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替 口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - 口.前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の 氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものと します。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者から の申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - ハ.前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- 5. 追加信託時の受益者については、前2. に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に 記載または記録されるものとします。
- 6. 前2. に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3. に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- 7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額 を委託会社に交付するものとします。
- 8. 受託会社は、前7. の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

信託終了時の交換等

1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2換金(解約)手続等」の規定に準じるものとします。

- 2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
- 4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)及び第6期計算期間(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学

ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学 (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

		平成23年7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,944,188	11,933,320
株式	2,239,702,500	992,579,700
未収入金	-	4,176,720
未収配当金	1,685,400	338,500
流動資産合計	2,262,332,088	1,009,028,240
資産合計	2,262,332,088	1,009,028,240
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,613,500	10,397,880
未払受託者報酬	753,688	408,098
未払委託者報酬	2,261,141	1,191,769
その他未払費用	577,190	1,075,387
流動負債合計	19,205,519	13,073,134
負債合計	19,205,519	13,073,134
純資産の部		
元本等		
元本	2,483,104,125	1,157,543,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	239,977,556	161,588,885
(分配準備積立金)	1,798,267	367,310
元本等合計	2,243,126,569	995,955,106
—— 純資産合計	2,243,126,569	995,955,106
負債純資産合計	2,262,332,088	1,009,028,240

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	第5期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	第6期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
営業収益		
受取配当金	20,243,050	11,115,450
受取利息	4,912	3,273
有価証券売買等損益	264,571,845	2,621,694
その他収益	118	22
営業収益合計	284,819,925	13,740,439
営業費用		
受託者報酬	753,688	408,098
委託者報酬	2,261,141	1,191,769
その他費用	1 583,202	551,955
営業費用合計	3,598,031	2,151,822
営業利益	281,221,894	11,588,617
経常利益	281,221,894	11,588,617
当期純利益	281,221,894	11,588,617
期首剰余金又は期首欠損金()	505,585,950	239,977,556
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	77,197,934
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	77,197,934
分配金	2 15,613,500	10,397,880
期末剰余金又は期末欠損金()	239,977,556	161,588,885
-		

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

=					
	区分	第5期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	第6期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日		
1.	有価証券の評価基準及び評価方 法	株式	株式		
		移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品 取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに 準ずる価額)、又は金融商品取引 業者等から提示される気配相場に 基づいて評価しております。	同左		
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に おいて、確定配当金額又は予想配 当金額を計上しております。	受取配当金同左		

(貸借対照表に関する注記)

(> < 1			
	区 分	第5期 平成23年1月20日現在	第6期 平成23年7月20日現在
1.	1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	2,483,104,125円 - 円 - 円	- 円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	185,875□	86,649□
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は239,977,556円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は161,588,885円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(3742277 (3737)			
[[☑ 分	第5期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	第6期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1. 1 その他費	用	対象株価指数の商標使用料及び信託財産にかかる監査費用であります。	
2. 2 分配金の		積立金(761,718円)の合計額か	当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除 した当期配当等収益額

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	並熈尚叩の水ボに関する事 項			
	区 分	第5期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日		第6期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」第2条 第4項に定める証券投資信託で あり、投資信託約款に規定する 「運用の基本方針」に従ってお ります。	同左	
2.		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。	同左	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する 組織的な体制によりリスク管理 を行っております。信託財産全 体としてのリスク管理を金融商 品、リスクの種類毎に行ってお ります。	同左	
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左	

金融商品の時価等に関する事項

	並は自由のも一直なでは、この事が、				
	区 分	第5期 平成23年1月20日現在	第6期 平成23年7月20日現在		
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左		
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記に記載しております。	(1)有価証券 同左		
		(2)コールローン等の金銭債権 及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等し いことから、当該帳簿価額を時 価としております。	(2)コールローン等の金銭債権 及び金銭債務 同左		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

7071 H = 3 13 1 H = 23		
	第5期 平成23年1月20日現在	第6期 平成23年7月20日現在
種 類	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	266,976,501	48,273,645
合計	266,976,501	48,273,645

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第5期	第6期
平成23年1月20日現在	平成23年7月20日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

(METS HES KSHEM)	
第5期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	第6期 自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(10当たり情報)

	第5期 平成23年1月20日現在	第6期 平成23年7月20日現在
1口当たり純資産額	12,068円	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(1) 休工				
銘 柄	株 式 数		額(円)	備考
		単 価	金 額	
片倉工業	1,400	866	1,212,400	
グ ン ゼ	8,000	282	2,256,000	
川島織物セルコン	4,000	68	272,000	
東洋紡績	51,000	117	5,967,000	
ユニチカ	29,000	62	1,798,000	
富士紡ホールディングス	5,000	189	945,000	
日清紡ホールディングス	8,000	779	6,232,000	
倉敷紡績	12,000	160	1,920,000	
シキボウ	7,000	93	651,000	
日本毛織	4,000	686	2,744,000	
大東紡織	2,000	71	142,000	
トーア紡コーポレーション	5,000	63	315,000	
ダイドーリミテツド	1,500	836	1,254,000	
帝国繊維	1,000	500	500,000	
帝人	46,000	370	17,020,000	
東レ	94,000	605	56,870,000	
ク ラ レ	17,900	1,217	21,784,300	
旭 化 成	70,000	559	39,130,000	

I.e	1	ı	有価証券届出書(1 1
サカイ オーベックス	3,000	132	396,0	
住江織物	3,000	166	498,0	
日本フエルト	700	388	271,6	
イチカワ	1,000	174	174,0	
日本バイリ - ン	1,000	360	360,0	
日東製網	1,000	113	113,0	
芦森工業	3,000	113	339,0	
アツギ	9,000	100	900,0	
ダイニック	2,000	152	304,0	
共和レザー	700	292	204,4	
セーレン	3,000	516	1,548,0	
東海染工	2,000	94	188,0	
小松精練	2,000	364	728,0	
ワコールホールディングス	7,000	1,003	7,021,0	
ホギメディカル	600	3,495	2,097,0	
レナウン	2,300	156	358,8	300
クラウディア	100	1,200	120,0	
TSIホールディングス	5,400	554	2,991,6	-
特種東海製紙	8,000	168	1,344,0	000
王子製紙	53,000	401	21,253,0	000
三菱製紙	17,000	84	1,428,0	
北越紀州製紙	7,500	515	3,862,	500
中越パルプ	5,000	135	675,0	000
巴川製紙	2,000	202	404,0	000
大王製紙	5,000	650	3,250,0	000
日本製紙G本社	5,800	1,820	10,556,0	000
レンゴー	10,000	532	5,320,0	000
トーモク	4,000	222	888,0	000
ザ・パック	900	1,307	1,176,3	300
コ・プケミカル	2,000	108	216,0	000
昭和電工	81,000	165	13,365,0	000
住友化学	83,000	399	33,117,0	000
日本化成	2,000	179	358,0	000
住友精化	3,000	422	1,266,0	000
日産化学	8,600	921	7,920,6	600
ラサ工業	5,000	149	745,0	000
クレハ	8,000	389	3,112,0	000
テイカ	2,000	304	608,0	000
石原産業	20,000	112	2,240,0	000
片倉チツカリン	1,000	212	212,0	000
日本曹達	7,000	363	2,541,0	000
東ソー	30,000	344	10,320,0	000
トクヤマ	19,000	399	7,581,0	000
セントラル硝子	12,000	387	4,644,0	000
東亞合成	13,000	419	5,447,0	000
ダイソー	5,000	294	1,470,0	000
関東電化	3,000	529	1,587,0	000
電気化学	25,000	382	9,550,0	
信越化学	20,200	4,280	86,456,0	
日本カ - バイド	3,000	193	579,0	
堺 化 学	4,000	364	1,456,0	
エア・ウォーター	10,000	959	9,590,0	
大陽日酸	16,000	618	9,888,0	
日本化学工業	4,000	180	720,0	
日本パ・カライジング	3,000	1,205	3,615,0	
<u> </u>	- ,	, •••	-,,	

1. —	1		有価証券届出書(内	
高圧ガス	2,000	470	940,00	
チタン工業	1,000	481	481,00	
四国化成	2,000	464	928,00	
戸田工業	2,000	830		
ステラ ケミファ	500	2,489	1,244,50	
保土谷化学	3,000	317	951,00	
日本触媒	10,000	1,061	10,610,00	0
大日精化	4,000	398	1,592,00	
カネカ	15,000	541	8,115,00	
三菱瓦斯化学	19,000	588	11,172,00	0
三井化学	55,000	289	15,895,00	0
J S R	10,100	1,572	15,877,20	
東京応化工業	2,200	1,751	3,852,20	0
三菱ケミカルHLDGS	70,500	606	42,723,00	
日本合成化学	3,000	525	1,575,00	
ダイセル化学	16,000	561	8,976,00	
住友べ - クライト	11,000	543	5,973,00	0
積水化学	25,000	708	17,700,00	0
日本ゼオン	11,000	780	· · ·	
アイカ工業	3,500	1,111	3,888,50	0
宇部興産	51,000	274	13,974,00	0
積水樹脂	2,000	820	1,640,00	0
タキロン	3,000	293	879,00	0
旭有機材	4,000	227	908,00	0
日立化成	5,200	1,597	8,304,40	0
ニチバン	1,000	290	290,00	0
リケンテクノス	2,000	304	608,00	0
大倉工業	3,000	280	840,00	0
積水化成品	3,000	358	1,074,00	0
群栄化学	3,000	235	705,00	0
タイガース ポリマー	600	402	241,20	0
日本カ・リツト	1,000	449	449,00	0
日本化薬	9,000	864	7,776,00	0
日本精化	1,000	535	535,00	0
ADEKA	4,800	834	4,003,20	0
日油	10,000	362	3,620,00	0
ハリマ化成	1,000	674	674,00	0
花 王	32,200	2,153	69,326,60	0
第一工業製薬	2,000	285	570,00	0
三洋化成	3,000	636	1,908,00	0
大日本塗料	7,000	98	686,00	0
日本ペイント	10,000	641	6,410,00	
関西ペイント	14,000	716	10,024,00	
トウペ	1,000	89	89,00	
中国塗料	3,000	616	•	
日本特殊塗料	900	341	306,90	
藤倉化成	1,500	457	685,50	
太陽ホールディングス	900	2,361	2,124,90	
DIC	46,000	183	8,418,00	
サカタインクス	2,000	411	822,00	
東洋インキSCホールディン	11,000	371	4,081,00	
富士フイルムHLDGS	25,900	2,430	62,937,00	
資生堂	20,100	1,536	30,873,60	$\overline{}$
ライオン	14,000	446	6,244,00	
高砂香料	4,000	381	1,524,00	
p	.,000	501	.,02.,00	

			有価証券届出書(内国	投資信託
マンダム	1,200	2,348	2,817,600	
ミルボン	600	2,566	1,539,600	
ファンケル	2,300	1,108	2,548,400	
コーセー	2,200	2,095	4,609,000	
ドクターシーラボ	8	429,500	3,436,000	
ポーラ・オルビスHD	1,400	2,066	2,892,400	
エステー	600	878	526,800	
コニシ	900	1,132	1,018,800	
長谷川香料	1,500	1,336	2,004,000	
小林製薬	1,700	4,120	7,004,000	
荒川化学工業	900	791	711,900	
メック	800	353	282,400	
日本高純度化学	3	212,000	636,000	
荏原ユージライト	200	2,960	592,000	
アース製薬	900	2,793	2,513,700	
イハラケミカル	2,000	301	602,000	
北興化学	1,000	238	238,000	
大成ラミック	300	2,402	720,600	
クミアイ化学	2,000	255	510,000	
日本農薬	3,000	369	1,107,000	
アキレス	10,000	115	1,150,000	
有沢製作所	1,900	443	841,700	
日東電工	10,000	3,835	38,350,000	
レック	300	1,365	409,500	
きもと	1,100	746	820,600	
藤森工業	900	1,183	1,064,700	
前澤化成工業	800	793	634,400	
ジェイ エス ピー	800	1,449	1,159,200	
エフピコ	600	4,995	2,997,000	
天馬	1,100	808	888,800	
信越ポリマー	2,400	422	1,012,800	
東リ	3,000	177	531,000	
ニ フ コ	2,300	2,142	4,926,600	
日本バルカー	5,000	247	1,235,000	
三陽商会	6,000	235	1,410,000	
ナイガイ	3,000	40	120,000	
オンワ・ドホールディングス	8,000	679	5,432,000	
ルック	2,000	185	370,000	
ゴ - ルドウイン	3,000	265	795,000	
ユニ・チヤ - ム	6,700	3,580	23,986,000	
デサント	3,000	448	1,344,000	
ヤマトインタ・ナシヨナル	700	390	273,000	
合計	1,586,611		992,579,700	

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年8月31日

資産総額 899,727,624円 負債総額 298,532円

純資産総額(-) 899,429,092円

発行済数量 86,649口

1 単位当たり純資産額 (/) 10,380円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前の申請のある場合には、前の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にした がって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成23年8月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい 業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ.ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の 設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行 なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成23年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数(本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	6	16,171
追加型株式投資信託	379	6,966,043
株式投資信託 合計	385	6,982,214
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,562,879
公社債投資信託 合計	17	2,562,879
総合計	402	9,545,093

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ 監査法人となっております。

3.財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (平成22年3月31日現在) (平成23年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 4,783,803 1,820,358 有価証券 26,970,072 18,987,155 前払金 136 579 前払費用 77,248 24,840 未収入金 6,925 3,858 未収委託者報酬 7,030,430 6,933,076 未収収益 90,787 41,963 貯蔵品 30,324 23,337 繰延税金資産 566,334 286,080 その他 256,955 501,484 流動資産計 39,809,953 28,625,803 固定資産 有形固定資産 1,186,818 1 967,190 建物(純額) 318,162 332,407 器具備品(純額) 757,333 634,782 建設仮勘定 111,322 無形固定資産 1,751,209 2.414.530 ソフトウェア 1,558,342 1,364,617 ソフトウェア仮勘定 179,630 1,037,069 電話加入権 11,850 11,850 商標権 660 396

			日叫此为旧	
その他		725		596
投資その他の資産		10,657,920		18,825,476
投資有価証券		10,018,677		12,339,547
関係会社株式		737,012		5,141,069
出資金		178,806		142,215
従業員に対する長期貸付金		104,419		99,889
差入保証金		617,615		609,781
長期前払費用		8,402		7,607
投資不動産(純額)	1	489,861	1	490,114
貸倒引当金	3	1,496,873		4,750
固定資産計		13,595,948		22,207,196
資産合計		53,405,901		50,833,000

(単位:千円)

		(単位.十円)
	前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
 負債の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
流動負債		
預り金	46,289	46,454
未払金	7,304,929	6,501,119
未払収益分配金	31,110	27,599
未払償還金	261,645	119,838
未払手数料	3,847,895	3,725,807
その他未払金	2 3,164,277	2 2,627,872
未払費用	2,212,051	2,395,029
未払法人税等	692,446	895,379
未払消費税等	104,897	383,973
賞与引当金	838,400	263,000
その他	168,621	-
流動負債計	11,367,635	10,484,955
固定負債		
退職給付引当金	1,179,482	1,410,635
役員退職慰労引当金	39,300	59,160
繰延税金負債	1,963,856	1,977,913
固定負債計	3,182,638	3,447,708
負債合計	14,550,274	13,932,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金	•	,
別途積立金	2,800,000	-
繰越利益剰余金	9,085,103	9,874,176

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資信託
利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益	55,712	85,902
評価・換算差額等合計	73,774	18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(単位:千円)

(2) 【損益計算書】

	 前事業年度 (自 平成21年4月1日	(単位:千円) 当事業年度 (自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	-	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

	前事業年度	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	61,884	1 573,514
有価証券利息	87,447	23,029
受取利息	3,425	2,673
時効成立分配金・償還金	40,507	149,120
投資有価証券売却益	213,196	38,591
有価証券償還益	33,090	-
その他	82,595	45,094
営業外収益計	522,147	832,022
二 営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	101,945	98,613
貯蔵品廃棄損	44,214	25,533
投資有価証券売却損	263,840	7,515
為替差損	7,870	-
投資不動産管理費用	-	20,028
その他	68,406	36,603
営業外費用計	486,276	188,294
経常利益	9,929,709	13,741,165
特別利益		
貸倒引当金戻入額	159,959	614,232
告别利益計 特別利益計	159,959	614,232
一 特別損失		
固定資産除却損	2 16,233	2 1,067
ゴルフ会員権評価損	-	21,290
減損損失	3 76,450	3 35,468
その他	-	768
———————————— 特別損失計	92,683	58,595
—————————————————————————————————————	9,996,985	14,296,802
 法人税、住民税及び事業税	4,592,433	4,834,931
法人税等調整額	516,225	256,140
 法人税等合計	4,076,208	5,091,072
当期純利益	5,920,777	9,205,730
-		

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額	, ,	, ,
別途積立金の取崩	-	2,800,000
当期変動額合計	-	2,800,000
当期末残高	2,800,000	_
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額	, ,	, ,
別途積立金の取崩	-	2,800,000
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額	12,000,001	12,200,401
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期变動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	574,450	2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	618,549	18,061
当期变動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	600,487	85,978
当期変動額合計	600,487	85,978
当期末残高	18,061	104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	55,712
当期变動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,712	141,615
当期変動額合計	55,712	141,615
当期末残高	55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	618,549	73,774
当期变動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	73,774	18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期变動額		
剰余金の配当	6,495,227	11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
V/ #U ** #L 한도 스 *-1	29,674	1,955,290
当期変動額合計	29,074	1,355,230

重要な会計方針

	\	11 == N/2 !
	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。	(1)子会社及び関連会社株式 同左
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(2) その他有価証券 同左
2 . デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3 . 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6~47年 器具備品 3~20年	(1)有形固定資産及び投資不動産 同左
	(2)無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間(5年)に基づいております。	(2)無形固定資産 同左
	(3)長期前払費用 定額法によっております。	(3)長期前払費用 同左
4 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。	(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。
	(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与について も、当社の退職金規程に基づく当 事業年度末要支給額を計上してお ります。

- (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備え るため、当社の役員退職慰労金規 程に基づく当事業年度末要支給額 を計上しております。
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券
- (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的 で、対象資産である投資有価証券 の保有残高の範囲内でヘッジを

行っております。

- (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象 の時価変動の累計を比較し、両者 の変動額等を基礎にして、ヘッジ 手段の有効性評価を行っております
- 6.リース取引の処理 方法

5. ヘッジ会計の方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 . その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項

- (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜処理によっております。
- (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付引当金同左

- (4)役員退職慰労引当金同左
- (1) ヘッジ会計の方法 同左
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
- (3) ヘッジ方針 同左
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左

- (1)消費税等の会計処理 同左
- (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(資産除去債務に関する会計基準の適用)
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計
基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31
日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適
用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20
年3月31日)を適用しております。
なお、当該変更に伴う損益に与える影響はあり
ません。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(損益計算書) 1.「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2.「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含め
	て表示しておりましたが、重要性が増したため、 当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管 理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」 に含まれている「投資不動産管理費用」の金額 は、17,078千円であります。
	3.「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(投資有価証券売却損益の計上区分の変更) 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は 特別損失の区分において処理しておりましたが、 投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常 的に発生すると見込まれるものについては、実態 をより適切に表示するため、当事業年度より営業 外収益又は営業外費用の区分において処理して おります。 この結果、従来の方法と同一の方法によった場 合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上され ておりますが、税引前当期純利益に与える影響は ありません。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度
(平成22年 3 月31日現在)	(平成23年 3 月31日現在)
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却
累計額	累計額
建物 815,365千円	建物 854,118千円
器具備品 1,938,369千円	器具備品 2,129,756千円
投資建物 688,305千円	投資建物 700,991千円
投資器具備品 27,339千円	投資器具備品 28,141千円
2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円	2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲 記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円
3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。	
4 保証債務	4 保証債務
子会社であるDaiwa Asset	子会社であるDaiwa Asset
Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千	Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110
円に対して保証を行っております。	千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度		
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日		
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)		
	1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記 されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円		
2 固定資産除却損の内容は次のとおりであり	2 固定資産除却損の内容は次のとおりであり		
ます。	ます。		
器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	器具備品 1,067千円		

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産(浦安寮)

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(76,450千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7.750千円及び土地68.700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産(浦安寮)

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(35,468千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 11,216百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,300円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,520円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所 有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額	
該当事項はありません。	
(2)未経過リース料期末残高相当額	
該当事項はありません。	
(3)支払リース料及び減価償却費相当額	

支払リース料985千円減価償却費相当額985千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「 2 . 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、 その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	-
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	34,012,542	34,012,542	-
資産計	45,826,776	45,826,776	-
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	-
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	-
(3) 未払費用(*1)	1,696,832	1,696,832	-
負債計	8,709,004	8,709,004	-
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	-
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	-

- (*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<u>資 産</u>

(1)現金・預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券(*1)	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(*1)外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表に は含めておりません。

(追加情報)

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。 なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「 2 . 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、 その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用(*1)	1,951,710	1,951,710	ı
負債計	8,305,391	8,305,391	1
デリバティブ取引 (*2)	183,430	183,430	-

- (*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務 となる項目については、()で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金・預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期	-	1,588,634	4,868,529	-
があるもの				
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 737,012千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	400,839
小計	29,207,737	29,608,576	400,839
合計	34,012,542	34,042,996	30,453

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 1,172,137千円)、外貨建資産担保債券(貸借対照表計上額(貸 倒引当金控除前) 1,804,069千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困 難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
その他				
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840	
合計	13,871,201	213,196	263,840	

当事業年度(平成23年3月31日現在)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの				
その他				
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306	
小計	4,822,299	4,383,992	438,306	
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの				
(1)株式	54,283	55,101	818	
(2)その他				
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906	
小計	25,332,266	25,945,990	613,724	

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 1,172,137千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
その他				
証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515	
合計	21,607,835	38,591	7,515	

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連 (単位:千円)

区分	デリバティブ	契約	 的額等	時価	評価損益	
运力	取引の種類等		うち1年超		計1445年	
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建					
以外()(和(5)	米ドル	280,388	-	7,985	7,985	
	合計	280,388	-	7,985	7,985	

(注) 時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連 (単位:千円)

合計の アリハアイノ 人、		主な ヘッジ	契約額等		時価	 当該時価の	
方法	取引の種類等	対象		うち1年超	h44.1ml	算定方法	
原則的処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資有価証券	2,303,784	-	159,516	東京証券取引所か ら公表された価格 によっている。	
	合計		2,303,784	-	159,516		

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連 (単位:千円)

本計の アリハテイノ /		主な 契約額		額等 		当該時価の	
方法	取引の種類等	対象		うち1年超	h4.1m	算定方法	
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	1	183,430	東京証券取引所から公表された価格によっている。	
合計		2,435,030	-	183,430			

(退職給付関係)

前事業年度	当事業年度		
(平成22年 3 月31日現在)	(平成23年 3 月31日現在)		
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠 出年金制度を併用しております。	1 . 採用している退職給付制度の概要 同左		
2.退職給付債務に関する事項	2.退職給付債務に関する事項		
退職給付債務 1,179,482千円	退職給付債務 1,410,635千円		
退職給付引当金 1,179,482千円	退職給付引当金 1,410,635千円		
3.退職給付費用に関する事項	3 . 退職給付費用に関する事項		
勤務費用 175,249千円	勤務費用 191,300千円		
その他 128,723千円	その他 143,564千円		
退職給付費用 303,972千円			
なお、「その他」の128,723千円は、確定	なお、「その他」の143,564千円は、確定		
拠出年金への掛金支払額であります。	拠出年金への掛金支払額であります。		

(税効果会計関係)

前事業年度	/- \	当事業年度				
(平成22年3月31日現	生)	(平成23年 3 月31日現在)				
1.繰延税金資産及び繰延税金負 原因別内訳	債の発生の主な	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳				
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円			
減損損失	915,392	減損損失	928,499			
貸倒引当金	609,077	退職給付引当金	573,987			
退職給付引当金	479,931	連結法人間取引(譲渡損)	294,850			
賞与引当金	302,163	投資有価証券評価損	216,468			
株式譲渡損繰延	287,965	未払事業税	212,062			
投資有価証券評価損	225,062	出資金評価損	128,238			
外貨建有価証券換算差額	176,654	その他有価証券評価差額金	125,395			
未払事業税	163,956	賞与引当金	107,014			
出資金評価損	126,163	器具備品	38,093			
その他有価証券評価差額金	65,652	役員退職慰労引当金	24,072			
未払社会保険料	44,836	未払社会保険料	11,722			

35.60

		有価証券	养届出書(内国投資信託 「新聞」
繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	2,139,543	連結法人間取引(譲渡益)	2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	58,934
繰延税金負債		その他	2,156
株式譲渡益繰延	2,772,301	· 操延税金負債合計	2,833,392
その他	2,156	- 繰延税金負債の純額	1,691,832
繰延税金負債合計	2,774,458	-	
繰延税金負債の純額	1,397,521		
2 . 法定実効税率と税効果会計適 負担率との間に重要な差異があ 異の原因となった主要な項目別	るときの 当該差	2 . 法定実効税率と税効果会計適所 負担率との間に重要な差異がある 異の原因となった主要な項目別の	るときの、当該差
法定実効税率と税効果会計適 負担率との間の差異が法定実効		法定実効税率 (調整)	40.69%
以下であるため注記を省略して	おります。	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	4.14
		その他 -	0.07
		1	0= 00

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資 ま 出 (円)	事業 の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	-	-

税効果会計適用後の法人税等の負担率

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信託 の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社	大和証券 キャピタル ・マーケッ	東京都千代田	255,700	金融商品	-	証券投資信託 受益証券の募	証券投資信託 の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
をもつ 会社	ツ(株)	区		取引 業		集販売	為替予約	3,946,508	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末 残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する 信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を 支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しており ます。
 - (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 3.大和証券エスエムビーシー(株)は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケッツ(株) に商号変更しております。

2.親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資五 (百万 円)	事業 の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引 受	3,204,985	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- (2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa AssetManagement(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信託 の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をも	大和証券 キャピタル ・マーケッ	東京都千代田	255,700	金融商品取引	-	証券投資信託 受益証券の募	証券投資信託 の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
つ会社	ツ(株)	X		業		集販売	為替予約	1,160,187	-	-
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研	東京都江東区	1,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェア の開発	ソフトウェア の購入	1,085,626	未払費用	129,623

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する 信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を 兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定して おります。
 - (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 - (3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。

2.親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度		
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日		
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)		
1 株当たり純資産額 14,895.63円	1 株当たり純資産額 14,146.05円		
1 株当たり当期純利益 2,269.77円	1 株当たり当期純利益 3,529.09円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左		

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益 (千円)	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度		
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日		
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)		
該当事項はありません。	同左		

(追加情報)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社及び株式会社大和証券グループ本社(以下、総称して「大和証券グループ」)は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited(以下、「SAMI」)及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited (以下、「STC」)の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited (以下、「DAMI」)及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited (以下、「DTC」)として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

(単位:千円)

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額(注) 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

(注)取得付随費用を算入した後の金額になります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成22年12月20日付で、Shinsei Asset Management (India) Private Limited (現Daiwa Asset Management (India) Private Limited) およびShinsei Trustee Company (India) Private Limited (現Daiwa Trustee Company (India) Private Limited) への出資を行ない、当該2社を子会社といたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事 実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を 及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(平成23年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務 を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位:百万円 (平成23年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	255,700	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	金融商品取引法に定める
シティグループ証券株式会社	96,307	第一種金融商品取引業を
ドイツ証券株式会社	72,728	営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
バークレイズ・キャピタル証券株式会社	32,945	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額:51,000百万円(平成23年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受

託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

平成23年8月12日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 業務執行社員

指定有限責任社員公認会計士

久野 佳樹 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経 理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学の平成23年1月21日から平成23年7月20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表につ いて監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表 に対する意見を表明することにある。

ΕIJ

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学の平成23年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終 了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法 の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(当期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成23年6月2日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 森公高

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 福井淳

指定有限責任社員

公認会計士 梅津 広

指述有限具位任具 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成23年2月18日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17素材・化学の平成22年7月21日から平成23年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学の平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(前期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧印 銀務執行社員

指定社員 公認会計士 小澤陽一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。